

「クロロブレンゴムに対する 反ダンピング調査最終決定」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

商務部公布 クロロブレンゴムに対する反ダンピング調査最終決定

2005 年 5 月 10 日、商務部は、日本、アメリカ、EU を原産国とするクロロブレンゴムの輸入に関する反ダンピング調査の最終決定に関する 2005 年第 23 号公告を發布する。:

本事案の調査期間中において、日本、アメリカ、EU を原産国とするクロロブレンゴムの輸入品が関連する中国国内産品に実質的な被害を及ぼし、かつ、ダンピングがその損害に対して実質的因果関係を与えているかを調査した。

商務部は 2005 年 5 月 10 日より、日本、アメリカ、EU を原産国とする輸入クロロブレンゴムに対して 2 % から 15.1 % のアンチダンピング税を 5 年間を期限として課することを決定した。

この度のクロロブレンゴムに対する反ダンピング事案は重慶長寿化工有限公司および山西合成ゴム集団有限公司の申請に応じて、商務部では反ダンピング条件に符合することを認定した後、2003 年 11 月 10 日より公告し、調査してきた。

クロロブレンゴムは税関輸入徴税規則の 40024910、40024990 に規定されている。
主な用途は電線ケーブルの保護材、耐油ゴム製品、耐熱コンベヤー、印刷用ゴム棒、ゴム製防水材、建築用密封材、道路用充填密封材、橋梁支座、油田用電線防水キャップ、不燃ゴム製品、各種化学工業設備内張り用密封パッドおよびクロロブレンゴム柔軟材等、並びに建築防水材料、密封材料、接着剤、海洋開発、医療衛生、エネルギー開発等である。

商務部公告 2005 年第 23 号 クロロブレンゴム反ダンピング最終決定公告